医療法が定める掲示事項

（医療法第14条の２）

1. 開設者	医療法人社団朋友会　ワシン坂病院
2. 管理者氏名	浅見　知邦　院長
3. 所在地	神奈川県横浜市中区山手町169
4. 診療に従事する医師氏名	※別紙掲示
5. 診療日及び診療時間	月～土曜日 9:00～12:00
受付時間	月～土曜日 8:30～11:30
休診日	平日/土曜日午後、日曜日、祝日、年末年始
6. 標榜診療科	精神科、心療内科、内科

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令関係

当院は保険医療機関の指定を受けています。

（保険医療機関番号：0405860）

（指定年月日：平成17年6月1日）

療養担当規則等に基づく
厚生労働大臣が定める掲示事項

（1）入院基本料に関する事項

当院では、精神病棟入院基本料15:1、精神科急性期治療病棟1を届けて出ております。

当院の看護職員1人当たりの受け持ち患者数は、日勤・夜勤平均して以下のようになります。各病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

2階　精神一般病棟 （看護師比率70%以上）	日勤帯：看護職員	7名
	：看護補助者	13名
	夜勤帯：看護職員	26名
	：看護補助者	52名
2階　精神一般病棟 （看護師比率70%以上）	日勤帯：看護職員	7名
	：看護補助者	26名
	夜勤帯：看護職員	26名
	：看護補助者	53名
3階　精神科急性期治療病棟 （看護師比率40%以上）	日勤帯：看護職員	9名
	：看護補助者	11名
	夜勤帯：看護職員	23名
	：看護補助者	46名

療養担当規則等に基づく
厚生労働大臣が定める掲示事項

（2）入院診療計画、感染防止対策等について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が協働して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

（3）入院費食事療養費について

当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士において管理された食事を適時・適温に提供させていただいております。

提供時間：朝食8時、昼食12時、夕食18時

（4）その他事項

- 当院は敷地内禁煙となっております。
- 当院はオンライン請求を行い、オンライン資格確認を行う体制を有しております。

施設基準一覧掲示事項

当院は厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、関東信越厚生局長に届出を行って診療を行っております。

（1）基本診療料

- 注16　電子的診療情報連携体制整備加算3
- 注19　電子的診療情報連携体制整備加算
- 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- 精神病棟入院基本料【15:1】
- 看護配置加算
- 看護補助加算2
- 注4　看護補助体制充実加算2
- 精神科地域移行実施加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 精神科慢性身体合併症管理加算
- 口腔管理連携加算
- 医療安全対策加算2
- 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算3
- データ提出加算【2のロ】
- 精神科急性期医師配置加算
- 精神科急性期治療病棟入院料1
- 通院・在宅精神療法の注13の施設基準、
- 酸素の購入価格の届出

施設基準一覧掲示事項

（2）特掲診療料

- 外来・在宅ベースアップ評価料(1)の注5
- 特定疾患療養管理料
- 薬剤管理指導料
- 精神科作業療法
- 精神科ショート・ケア1（大規模なもの）
- 精神科デイ・ケア1（大規模なもの）
- 精神科デイ・ケア2（小規模なもの）
- 医療保護入院等診察料
- 入院時食事療養(Ⅰ)(特別食加算)

施設認定一覧

- 保険医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関
- 難病指定医が配置されている医療機関

個別の診療報酬算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化の推進および患者さんへの情報提供を充実させる観点から、領収書の発行の際に、診療報酬の算定内容が分かる診療明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療をご利用の方など、医療費の自己負担がない場合につきましても、ご希望に応じて無料で発行いたします。

診療明細書には、使用したお薬の名称、実施した検査等の名称が記載されます。診療内容に関する個人情報が含まれます。お取り扱いには十分ご注意ください。

なお、ご家族や代理の方がお会計をされる場合には、その代理の方へ診療明細書をお渡しいたしますので、あらかじめご了承ください。

当院では、患者さんにご自身の診療内容をご理解いただき、安心して医療を受けていただくため、診療明細書の発行に取り組んでおります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

診療明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計窓口までお申し出ください。